

# 米国の対キューバ経済封鎖解除決議案の採決をどうみるか

## I. 国連総会、圧倒的多数で 28 年連続で封鎖解除案を決議

第 74 回国連総会は、11 月 7 日、加盟国 193 カ国のうち、189 カ国が賛成、3 カ国（米国、イスラエル、ブラジル）が反対、2 カ国（ウクライナ、コロンビア）が棄権、欠席なしという圧倒的多数で、米国の経済封鎖解除決議案、

「米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性」を採択しました。米国の対キューバ経済封鎖は、1962 年から 58 年間継続されていますが、解除決議が指摘しているように（資料 1 参照）、①国連憲章の目的と原則に違反し、②あらゆる国際法に違反し、③諸国間の主権の平等を認めず、④内部問題に対する不干渉・不介入の原則に違反し、⑤国際通商・航行の自由に違反し、⑥米国の国内法を第三国に強要するものです。不当な内容から、当初から多くの国々が、経済封鎖に従わず、キューバとの貿易を継続してきました。

Voting Situation		11/7/2018	11/01/2018
Item 39 A/74/L.6 Draft resolution			
Necessity of ending the economic, commercial and financial embargo imposed by the United States of America against Cuba			
189	3	2	
In Favor: 187			
Against: 3			
Abstention: 2			

## II. 強まる米国の制裁政策、敵視政策の下で投票

昨年の国連総会でトランプ政権は、再び反対に回り、今年に入ると、キューバ制裁政策、敵視政策を矢継ぎ早に発表し、対キューバ経済制裁を著しく強化しました。それらは、時系列でみると次のとおりです。

- 1 月 16 日米政府、「ヘルムズ=バートン法」第 3 章「米国市民の資産の権利の保護」条項の適用の停止期間を、これまでの 6 カ月間から、わずか 45 日間に短縮すると決定。
- 4 月 17 日米政府、ヘルムズ=バートン法の第 3 章を適用することを 5 月 2 日から認めると発表。また、ボルトン大統領補佐官（国家安全保障担当）は、以下のように強化策を発表しました（拙稿「トランプ政権の対キューバ経済封鎖強化の背景」19.02.25 参照）。
  - ① キューバへの家族送金額を 3 カ月で 1,000 ドル（それまで制限なし）に制限する。
  - ② 米国市民のキューバ訪問（それまで 12 の種類に制限されていたが、2018 年度約 60 万人が訪問）を、とくに最近急増しているクルーザーの訪問を制限する。
  - ③ オバマ政権が許可していたキューバ企業や銀行が第三国で間接的に米国の銀行システムを利用する。
- 6 月 4 日米政府、教育目的のキューバ訪問、クルーズ船の渡航の禁止を発表。
- 7 月 4 日米財務省外国資産管理室（OFAC）、ベネズエラと石油取引を行っているキューバ国営貿易公社クーバメタレスに制裁を科す。
- 9 月 6 日米財務省は、次のような新たな制裁措置を追加する。
  - ① 3 カ月当たり 1,000 ドルを上限とする家族送金は維持するが、キューバ政府役員及びキューバ共産党員である、家族に近い人々への送金は禁止する。
  - ② 寄付金の送金を禁止する。
  - ③ キューバの成長を奨励するため、非政府部門の独立した個人、自営業者への送金は承認する。
  - ④ U ターン（行く先変更）取引の禁止。米国の司法管轄内の銀行機関が、米国外に送

金することを禁止する。

ムニューシン米財務長官は、今回の措置の発表に当たって、次のように述べた。

「われわれは、キューバの政権を金融面で孤立化させるため、追加の措置を取った。米国は、キューバの政権が、キューバ国民に弾圧を行い、正当性がないマドゥーロ政権のような地域のその他の独裁制を支援するのを阻止する」。



つまり、この措置が、金融面での締め上げにあること  
ムニューシン米財務長官  
を表明しました（US Department of the Treasury' HP, 19.09.06）。

- 19.09.24 米国、キプロス、パナマ企業をキューバに石油を運搬したかどで、制裁を科す。両者の資産を米国の司法管轄下におき、両企業との取引を禁止する。
- 19.09.26 ラウル・カストロ前議長の入国禁止。
- 19.10.18 米国財務省の産業・国家安全保障局、キューバ向け輸出・再輸出規定を改定強化。
  - ① キューバ国営航空への航空機のリースのライセンスを不許可とする
  - ② 航空機、船舶のチャーター契約を不許可とする。
  - ③ 米国製品を 10%以上含む外国製品のキューバへの輸出を禁止
  - ④ キューバ国民支援許可の例外条項を見直す。
  - ⑤ キューバへのプロモーション製品の輸出を禁止する。
- 19.10.25 米運輸省はポンペオ米國務長官の要請により、米国の民間航空会社によるキューバ便のうち首都ハバナを除く 9 空港への運航を今年 12 月 10 日から禁止すると発表。

### III. 米国の対キューバ経済制裁強化の目的

もともと米国のキューバ制裁は、キューバ経済を困難にして、内部から不満分子が政権打倒に立ちあがることを期待したものです。1960 年 4 月のレスター・D・マロリイ米州担当國務次官補のルバットン國務次官宛ての次の覚書は、そのことを明確に示しています（Lester D. Mallory, 6 de abril de 1960, Department of State, Central Files, 737.00/4-660, p. 885）。

「反乱軍の指導者への支持を減らすただ一つ考えられる方法は、経済的に悪い状況と物質的困難を引き起こし、不満を通じた方法である。キューバの経済状況を弱体化させるためのあらゆる手段を緊急に講じなければならない」。

1960 年 4 月米国は、プラヤ・ヒロンにおける傭兵を使った軍事進攻も失敗し、1961 年 1 月米州機構 (OAS) からキューバを追放し、カストロ政権の孤立化を図っても政権は存続したので、マロリイが述べたように、内外での政治的手段では打倒できないので、経済的方法で打倒すべき考えるようになり、1962 年 2 月経済封鎖を導入したのです。



プラヤ・ヒロンで捕虜となった傭兵

経済制裁については、宮川眞喜雄氏によれば、次のように分類されます（宮川眞喜雄『経済制裁』（中公新書、1992年）11頁）。

- ① 国際機関がルール違反を認定、自ら制裁を実施するもの、
- ② 国際機関がルール違反を認定するも、制裁は個々の（あるいは複数の）国が独自の判断で行うもの、
- ③ ルール違反の認定も、制裁の実施も個々の（あるいは複数の）国が自己の判断で行うものがあります。

現在、米国が、キューバ、ベネズエラ、ニカラグアにおこなっている経済制裁（封鎖）は、3国とも明白で客観的な国際法に違反している事実はしめされておらず（その場合は国際法上違法な干渉となる—中谷和弘他）『国際法』（有斐閣、2013年）336頁）、上記の③に属するもので、最も恣意的判断が入る公算が高いものです。しかも政府（体制）の変換を一番の目的としています。いずれも国際法に違反するものと広く国際的に批判を受けています。

制裁は、2005年の国連首脳会議成果文書において、次のように規定されています。

「われわれは、制裁が、武力行使に頼ることなく、憲章下で、国際の平和と安全を維持する努力を行うにあたっての重要な手段であり続けることを強調し、また、制裁は、明確な目的を支援するために慎重に対象が選定されること、安全保障理事会により定められた制裁にしたがうこと、期待された結果を出すための実効性と人民や第三国に起こりうる社会経済・人道的影響を含む不利益とを比較する形での実施を確保することを決意する。・・・また、国連憲章 2 条 7 項と同様に友好関係原則宣言（1970 年国連総会で採択、決議 2625(XXV)）も、内政不干渉の原則を確認し、他国政府を實力で倒すことを目的とする活動や、テロ活動などを組織・支援・許容することも禁じている」

このように、国連における議論は、制裁の厳格な条件、内政不干渉の原則、他国政府（体制）の変換を目的とする活動を禁止しています。したがって、キューバについて、国連安保理での制裁決議もないことから、国連加盟国の圧倒的多数が、決議文の言うように（資料 2 参照）、国連憲章を遵守すべきとの批判を一貫して支持しているのです。

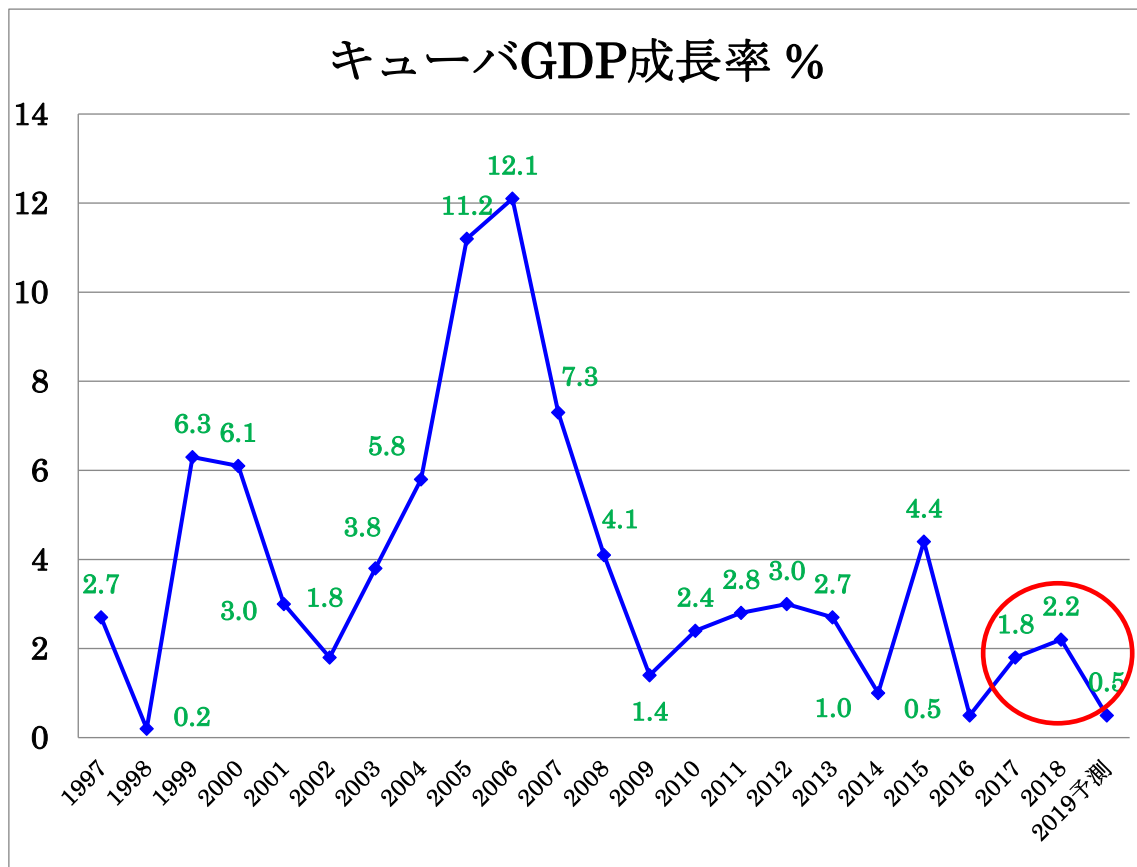
しかも、トランプ政権の米国の対キューバ経済制裁には、米国とキューバの二国間には関係のない、キューバとベネズエラ、ニカラグアとの協力関係が悪として、制裁の理由に挙げられています。キューバが、EU、ロシアなどの国々、日本や中国、イランなどのアジアの国々、南アやアンゴラなどの国々とどういう協力関係をもとうと、それは主権国家としての権利であり、米国から批判されるものではありません。いわんや、ベネズエラとの関係を理由に、キューバの体制変換を図る措置は、国連憲章、国際法に違反するものです。

2014年12月米国とキューバは、国交回復交渉を合意しました。その時、米国が、キューバとの国交回復に踏み切った動機は、「カストロ独裁政権、共産主義のキューバを認めるということではなく、米州機構で米国を除くすべての国がキューバの復帰を支持したことから、却って米国が米州で孤立したこと、カストロ政権打倒のためには、民間交流を進め、内側か

ら体制変換を図る方が現実的と判断した」からだったと、ヒラリー元国務長官は、率直に述べています（ヒラリー・クリントン『困難な選択上』日本経済新聞社訳（日本経済新聞社、2015年）397-401頁）。その後、2016年10月第71回国連総会で米国は、対キューバ経済封鎖解除へ決議案採択に際して初めて棄権に回りましたが、それもキューバの「社会主義体制」を認めたからでなく、前年度、米国とイスラエルを除く191カ国が賛成して世界の世論が米国の政策に一貫して反対しているのを見て、米国の孤立を避けるためでした。

しかし、トランプ政権は、キューバの体制変換を図る目的は、オバマ政権と同じですが、本年になって遮二無二経済制裁を強化して、キューバ経済を破綻させようと図っています。そこには、確かにキューバ経済が外貨不足により、繰延債務の支払いが滞ったり、輸入が減少し、ベネズエラからのバーター取引での石油の輸入が減少し、石油備蓄が危機的な水準まで落ち込んでいる事情があります（グラフ1参照）。また輸入減によるモノ不足で、国民の不満が広がっている状況があります（19.10.10 Oscar Fernández Estrada, Progreso Semanal, 19.10.24 Ricardo Torres, Progreso Semanal）。トランプ政権は、キューバのカストロ・ディアス＝カネル政権を打倒する絶好の好機と見なしているのです。

（グラフ1）



各種資料により筆者作成。

#### IV. トランプ政権、ラテンアメリカ諸国に強烈な圧力をかけ、分断を図る

総会では、キューバが提案した議案が討議されましたが、議案は、一昨年オバマ政権が棄権

した時の文言と、また昨年のトランプ政権が再び拒否した文言と、本文は全く同じものです。違いは、ただ、これまでに決議された決議番号が加えられただけです。したがって投票態度を変更したブラジル、コロンビアは、変更の理由を説明しなければなりません、総会の議場に登壇せず、説明を回避しました。

総会では、EU を代表してフィンランドが発言し、ヘルムズ＝バートン法の第3章「アメリカ国民の資産の権利の保護」及び第4章「該当外国人のアメリカ入国禁止」適用を批判しました。キューバ代表のブルーノ・ロドリゲス外相は、「米財務省外国資産管理室（OFAC）や別の米国政府機関が、米国、キューバ以外の第三国の金融機関に圧力をかけ、十数



の金融機関が制限を受け、キューバとの関係を断絶した。これは、キューバの主権を侵害するものであり、米国の法律と司法管轄を第三国に適用するものである。2019年6月ハーグの国際司法裁判所で、キュラソーの企業が米国のオランダ子会社が同社に対してソフトウェアの供給を拒否したことに対し、供給するよう判決を下した。ここには、世界貿易機構（WTO）がキューバ経済封鎖に反対する立場が示されている。

最近、米国は、イタリアーナのウニクレディット・グループ、フランスのソシエテ・ジェネラルなどの第三国の金融グループにキューバと取引をしたとして制裁を科した。個人にたいしても、ドイツのキューバ大使館に勤務するドイツ人の個人口座が閉鎖された。また制裁



は、国連が提起している 2030 開発計画、持続的発展目標の実現を困難にするものである。60 年にわたる封鎖によりキューバは、時価総額で 1,380 億ドルの被害を受けている。最近の制裁は、わが国の金融関係をもつ金融機関への圧力を強めている。外交的には、キューバへのビザの発給が減少している。メジャーリーグとの協定が米国政府により一方的に破棄された。米国市民のキューバへの個人旅行が禁止された」など、米国の最近の制裁を具体的に批判しました\*。トリニダード・トバゴは、国連憲章で言われている自決権の尊重を強調しました。

\*筆者註。日本においても三菱 UFJ 銀行は、本年 8 月在日キューバ大使館の口座引き出しに用途などの報告を求め、一時的に凍結しました。また同銀行は、9 月、ある日本企業に対し、米国政府の「経済制裁対象機関リスト」に掲載された銀行との取引を拒否し、米国の国内法を第三国に適用しました（カルロス・M・ペレイラ大使「主権の不可侵性と国益」19.10.09 キューバ大使館ブログ）。4 月には、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の 3 社が、キューバの石油公社との地質調査を米国との取引の関係から辞退しました（Informe de Cuba sobre la Resolución 73/8 de la Asamblea General de las Naciones Unidas, 2019）。なお、三菱 UFJ 銀行は、2012 年 12 月米国財務省外国資産管理局（OFAC）、により、米国が経済制裁する国に対する送金規制に違反したとして、857 万 1634 ドルの罰金を科された経緯があります。



米国のケリー・クラフト代表は、「どの国と貿易するかは米国が決めることである。世界人権宣言に照らせば、キューバでは表現の自由、雇用の権利、強制サービスの禁止が認められていない。キューバは、マドゥーロ政権を支援して米州の不安定化を促進している。キューバの破滅的な政策はわれわれとは関係がない。キューバの未来に米国は責任がない。われわれの第一の責任は、声を持たない人々を擁護することである」と経済封鎖政策を弁護しました。



ケリー・クラフト代表

一方、タンザニア、パキスタン、ザンビア、ソロモン諸島、サンキッツ・ネイビスなどの代表は、キューバの医療協力に感謝を示し、キューバ経済制裁に反対を表明しました。また、エジプト、カンボジア、ベトナム、ナミビアなど多くの代表者が、経済制裁措置は、もはや時代錯誤であり、国連憲章の諸原則、多国間主義、諸国民への信頼に違反しているので、即時の解除を要求しました。



タンザニア代表

今回の投票の最大の特徴は、1992年の第一回討議からラテンアメリカ・カリブ海諸国 33カ国のうち 1カ国も反対投票をせず、2008年からは 33カ国すべてが棄権にも回らず賛成に投票していましたが、本年は米国の熾烈な切り崩しにあい、ブラジルが反対に、コロンビアが棄権に転向したことです。2013年 11月オバマ政権のケリー国務長官は、米州を米国の勢力圏とするモンロー・ドクトリンの終焉を宣言しましたが、力による米州支配の再建をめざすトランプ政権は、モンロー主義は現在も生きています(18.02.01 ポンペオ国務長官、19.04.17 ボルトン大統領補佐官、国家安全保障担当)。そうした立場から、米国は、ラテンアメリカの 6カ国(ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、コスタリカ、チリ、ペルー)などに経済封鎖解除決議に反対するよう猛烈な圧力をかけました(19.11.07 *Nuevo Herald*)。ブラジルの極右のボルソナール政権は、昨年キューバ医師団の受入れ協定を破棄しており。早々と 10月 17日今年は国連総会で経済封鎖解除決議に反対すると表明していました(19.10.17 *Resumen Latinoamericano*)。ベネズエラ問題で、ブラジルとともにトランプ政権に従属するコロンビアのイバン・ドゥケ大統領も圧力に屈して棄権にまわりました。しかし、コスタリカ政府も、米国の猛烈な圧力を受けましたが決議に賛成票を投じました。アルゼンチン、チリ、ペルーも従来の立場を維持して決議案に賛成しました。ラテンアメリカ・カリブ海諸国は、決議文にあるように、これまで中南米・カリブ海諸国共同体(CELAC)の枠の中で、主権の尊重、内政不干渉に基づき、封鎖の解除に一致した態度をとってきました。しかし、今回は米州で覇権の回復を求めるトランプ政権により、ラテンアメリカ・カリブ海諸国は分断された格好となりました。しかし、今回総会決議で、米国の強力な圧力に屈して態度を変えたのは、ラテンアメリカの 2カ国のみであり、国際社会は、一致してキューバの主権と内政干渉反対の原則を擁護したのです。

(2019年11月22日 新藤通弘)

(資料1)

## 資料国連決議

第 A/RES/74/7 号

2018年11月12日

第74回国連総会

アメリカ合衆国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性

### 2019年11月7日国連総会で採択された決議

#### 74/7. アメリカ合衆国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性

国連総会は、

国連憲章において定められている目的と原則を厳粛に尊重することを決意して、

それらの原則の中でも、また多くの国際司法機関においても定められている神聖な諸原則、すなわち諸国間の主権の平等、内部問題に対する不干渉・不介入、国際通商・航行の自由を再確認して、

キューバに対し科せられた経済、通商、金融封鎖措置を終止する必要性に関する中南米・カリブ海諸国共同体（CELAC）首脳会議における中南米・カリブ海諸国の国家元首または政府首班の声明を想起して、

1996年3月12日に公布された「ヘルムズ＝バートン法」として知られているような法律あるいは規制措置が、加盟諸国に対し引き続き公布され、適用されていること、また同法が、米国の領域外に適用され、他国の主権、他国の法制下にある企業及び個人の合法的利益、また通商・航行の自由を侵害していることを憂慮して、

いろいろな政府間会議、諸機関、政府の宣言及び決議が、前述した種類の措置の公布と適用に対して国際社会及び世論が拒否を表明していることを考慮して、

1992年11月24日の決議第47/19号、1993年11月3日の決議第48/16号、1994年10月26日の決議第49/9号、1995年11月2日の決議第50/10号、1996年11月12日の決議第51/17号、1997年11月5日の決議第52/10号、1998年10月14日の決議第53/4号、1999年11月9日の決議第54/21号、2000年11月9日の決議第55/20号、2001年11月27日の決議第56/9号、2002年11月12日の決議57/11号、2003年11月4日の決議58/7

号、2004年10月28日の決議59/11号、2005年11月8日の決議60/12号、2006年11月8日の決議61/11号、2007年10月30日の決議62/3号、2008年10月29日の決議63/7号、2009年10月28日の決議64/6号、2010年10月26日の決議65/6号、2011年10月25日の決議66/6号、2012年11月13日の決議67/4号、2013年10月29日の決議68/8号、2014年10月28日の決議69/5号、2015年10月27日の決議70/5号、2016年10月26日の決議71/5号、2017年11月1日の決議72/4号及び2018年11月1日の決議73/8号を想起して、

同様に、米国政府により2015年及び2016年に封鎖措置の適用についてのいくつかの内容を修正する措置が採用されたが、それは、2017年から適用された封鎖の適用を強化する措置と対照的なものであることを想起して、

決議第47/19号、決議第48/16号、決議第49/9号、決議第50/10号、決議第51/17号、決議第52/10号、決議第53/4号、決議第54/21号、決議第55/20号、決議第56/9号、決議57/11号、決議58/7号、決議59/11号、決議60/12号、決議61/11号、決議62/3号、決議63/7号、決議64/6号、決議65/6号、決議66/6号、決議67/4号、決議68/8号、決議69/5号、決議70/5号、決議71/5号、決議72/4号及び決議73/8号の採択後も、キューバに対する経済・通商・金融封鎖が依然として存続し、この種の諸措置が引き続き公布され、適用されていることを憂慮し、またキューバ国民と他国に居住するキューバ国民に対するこれらの措置の否定的影響をも憂慮し、

1. 決議第73/8号1の履行についての事務総長報告を考慮する。
2. すべての加盟国は、とりわけ通商と航行の自由を再確認している国連憲章及び国際法に従って義務を果たすべく、本決議の前文において指摘されている種類の法律及び措置を公布し、適用することを謹むよう、再度呼びかける。
3. この種の法律及び措置が存在し、それらを引き続き実行している各国に対して、できるだけ短期間に、その法制度に従って、それらを廃棄するか、無効とするための必要な措置を取るよう、再度切望する。
4. 国連憲章及び国際法の目的と原則に照らして、本決議が履行されているかどうかについての報告を、然るべき国連の諸機関及び諸組織と協議して準備し、それを第75回国連総会に提出するよう、事務総長に要請する。
5. 第75回国連総会の暫定計画に議題「米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性」を含めることを決定する。



(新藤通弘訳)

(資料 2)

国連総会における米国の対キューバ経済封鎖解除決議投票結果 1992—2019

決議正式名称：「米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖解除の必要性」

年度	賛成	反対	棄権	欠席
1991	キューバ封鎖解除決議案を始めて提出するも、各国への米国の圧力熾烈で撤回			
1992	59	3	71	46
1993	88	4	57	35
1994	101	2	48	33
1995	117	3	38	27
1996	137	3	25	20
1997	143	3	17	22
1998	157	2	12	14
1999	155	2	8	23
2000	167	3	4	15
2001	167	3	3	16
2002	173	3	4	11
2003	179	3	2	7
2004	179	4	1	7
2005	182	4	1	4
2006	183	4	1	4
2007	184	4	1	3
2008	185	3	2	2
2009	187	3	2	0
2010	187	2	3	0
2011	186	2	3	2
2012	188	3	2	0
2013	188	2	3	0
2014	188	2	3	0
2015	191	2	0	0
2016	191	0	2	0
2017	191	2	0	0
2018	189	2	0	2
2019	189	3	2	0

反対国：

1992年 アメリカ、イスラエル、ルーマニア  
1993年 アメリカ、イスラエル、パラグアイ、アルバニア  
1994年 アメリカ、イスラエル  
1995年 アメリカ、イスラエル、ウズベキスタン  
1996年 アメリカ、イスラエル、ウズベキスタン  
1997年 アメリカ、イスラエル、ウズベキスタン  
1998年 アメリカ、イスラエル  
1999年 アメリカ、イスラエル  
2000年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島  
2001年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島  
2002年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島  
2003年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島  
2004年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島、パラオ  
2005年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島、パラオ  
2006年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島、パラオ  
2007年 アメリカ、イスラエル、マーシャル諸島、パラオ  
2008年 アメリカ、イスラエル、パラオ  
2009年 アメリカ、イスラエル、パラオ  
2010年 アメリカ、イスラエル  
2011年 アメリカ、イスラエル  
2012年 アメリカ、イスラエル、パラオ  
2013年 アメリカ、イスラエル  
2014年 アメリカ、イスラエル  
2015年 アメリカ、イスラエル  
2016年 なし  
2017年 アメリカ、イスラエル  
2018年 アメリカ、イスラエル  
2019年 アメリカ、イスラエル、ブラジル

日本は、1997年より賛成投票に回っている。

#### 棄権国、欠席国

2002年棄権国（4）：エチオピア、マラウイ、ウズベキスタン、ニカラグア

2002年欠席国（11）：イラク（分担金未納）、ニジェール（分担金未納）、中央アフリカ共和国（分担金未納）、リベリア（分担金未納）、エルサルバドル、キリバス、パラオ、マダガスカル、ミクロネシア、モロッコ、コートジボワール

2004年棄権国（1）：ミクロネシア

2004年欠席国（7）：エルサルバドル、イラク、モロッコ、ベリア、ニカラグア、ウズベキスタン、バヌアツ。

2005年棄権国（1）：ミクロネシア

2005年欠席国（4）：ニカラグア、エルサルバドル、モロッコ、イラク

2006年棄権国（1）：ミクロネシア  
2006年欠席国（4）：コートジボワール、エルサルバドル、イラク、ニカラグア  
2007年棄権国（1）：ミクロネシア  
2007年欠席国（3）：アルバニア、エルサルバドル、イラク  
2008年棄権国（2）：マーシャル諸島、ミクロネシア  
2008年欠席国（2）：エルサルバドル、イラク  
2009年棄権国（2）：マーシャル諸島、ミクロネシア  
2009年欠席国　　： なし  
2010年棄権国（3）：マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオ  
2010年欠席国　　： なし  
2011年棄権国（3）：マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオ  
2011年欠席国（3）：リビア、スウェーデン  
2012年棄権国（2）：マーシャル諸島、ミクロネシア  
2012年欠席国　　： なし  
2013年棄権国（3）：マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオ2013  
2013年欠席国　　： なし  
2014年棄権国（3）：マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオ2013  
2014年欠席国　　： なし  
2015年棄権国 欠席国：なし  
2016年棄権国（2）アメリカ、イスラエル  
2016年欠席国　なし  
2017年棄権国、欠席国　なし  
2018年棄権国：なし  
2018年欠席国：（2）ウクライナ、モルドバ  
2019年棄権国：（2）ウクライナ、コロンビア

**キューバの累積損害額1962年以降（キューバ政府発表）：時価評価額**

2004年：793億ドル  
2005年：820億ドル  
2006年：860億ドル  
2007年：890億ドル  
2008年：930億ドル  
2009年：960億ドル  
2010年：1,001億ドル  
2011年：1,040億ドル  
2012年：1,080億ドル  
2013年：1,119億ドル  
2014年：1,168億ドル  
2015年：1,211億ドル  
2016年：1,258億ドル

2017年：1,301億ドル

2018年：1,344億ドル

2019年：1,388億ドル